

SESSION 2020

---

<b>AGREGATION CONCOURS EXTERNE</b>
--

**Section : LANGUES VIVANTES ÉTRANGÈRES  
LANGUE ET CULTURE JAPONAISES**

<b>COMMENTAIRE DE TEXTE EN LANGUE JAPONAISE</b>
---

Durée : 7 heures

---

*Documents autorisés : Dictionnaire Kôji-en, Iwanami, 1983, et rééditions; Dictionnaire Taishûkan kango shinjiten, Taishûkan, 2001, et rééditions.*

*L'usage de tout ouvrage de référence, de tout autre dictionnaire et de tout matériel électronique (y compris la calculatrice) est rigoureusement interdit.*

*Si vous repérez ce qui vous semble être une erreur d'énoncé, vous devez le signaler très lisiblement sur votre copie, en proposer la correction et poursuivre l'épreuve en conséquence. De même, si cela vous conduit à formuler une ou plusieurs hypothèses, vous devez la (ou les) mentionner explicitement.*

**NB : Conformément au principe d'anonymat, votre copie ne doit comporter aucun signe distinctif, tel que nom, signature, origine, etc. Si le travail qui vous est demandé consiste notamment en la rédaction d'un projet ou d'une note, vous devrez impérativement vous abstenir de la signer ou de l'identifier.**

Tournez la page S.V.P.

## INFORMATION AUX CANDIDATS

Vous trouverez ci-après les codes nécessaires vous permettant de compléter les rubriques figurant en en-tête de votre copie.

Ces codes doivent être reportés sur chacune des copies que vous remettrez.

Concours	Section/option	Epreuve	Matière
EAE	0430A	102	2770

## 日本語で次のテキストを解説してください。

Extrait de : 田中宏『在日外国人 第三版 — 法の壁、心の溝』、岩波新書、2013年

ところで、在日朝鮮人は、戦後どういう地位におかれたのかをも見ておきたい。  
 参政権の停止  
 最初にあらわれた目に見える変化は、「参政権の停止」である。戦前は、同じ「帝国臣民」であり、「内地」に在住していた男子の朝鮮人、台湾人は、選挙権も被選挙権もともに有していた。したがって、昭和初期の普通選挙の実施以降は、衆議院議員選挙にのべ一名が立候補し、のべ二名が当選(朴春琴が東京で二回当選)している。

一九四五年一二月、政府は婦人参政権付与などを盛り込んだ衆議院議員選挙法の改正をおこなったが、同時に附則に「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権および被選挙権は、当分の内これを停止す」を加えることによって、朝鮮人および台湾人(いずれも日本には戸籍がない)に選挙権を行使させない措置をとった(永野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権『停止』条項の成立(正・統)」、世界人権問題研究センター『研究紀要』一号(一九九六年)、二号(一九九七年)参照)。

同じ「帝国臣民」でも、朝鮮人、台湾人の戸籍は朝鮮なり台湾にあり、「内地」に転籍することは禁じられていた。したがって、このようにしばしば「戸籍」を基準にする区分がおこなわれたのである。

ときの堀切善次郎内務大臣は、その提案理由について、およそ次のように説明している。「ポツダム宣言の受諾によって、朝鮮人、台湾人は原則として日本の国籍を喪失することになるので、選挙に参与することは適当でない。もともと、講和条約の締結まではなお日本の国籍を保有しているので、ただちにそれを禁止するのではなく、当分の間これを停止する取り扱いにした」(『議会制度七十年史資料編』大蔵省印刷局、一九六二年)と。

このため、在日朝鮮人は戦後の日本のあり方について「発言権」を持つこともできず、ひたすら「受け身」の立場におかれることになった。

次にあらわれた変化は、「外国人登録」をおこなう義務が課されたことである。一九四七年五月二日(翌日は新憲法施行日)に公布施行された、史上最後の勅令(天皇により制定される法令である「外国人登録令」(勅令二〇七)によって、「台湾人および朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」(第一一条)と定められた。これによって新たに外国人登録が義務づけられ、同時に「外国人登録証明書」の携帯と呈示の義務も課されることになった(指紋押捺義務は、五年の「外国人登録法」まではなかった。かつて、「協和会手帳」の携帯を義務づけられた時代の再来と、当事者が大きな反発を示したことはいうまでもない)。

一方、日本人と同一であることが要求されることもあった。その最大のもは、「民族教育の否定」である。戦前は、国語は「日本語」とされ、「皇国臣民ノ誓詞」に象徴される徹底した「皇民化教育」が強制され、その民族性の抹殺がもくろまれた。ハンゲルも知らなければ朝鮮民族の歴史や文化も知らない子どもたちが、育ちつつあったのである。

解放後の朝鮮人は、本国はもちろん日本においても、奪われた言葉、文化、歴史、民族性の復権という難事業にこぞって取り組んだ。日本各地に母国語講習会が生まれ、それはやがて民族学級、民族学校へと発展していった。

敗戦後、一年たらずのあいだに、五二五の初級学校、四つの中学、一二の青年学校が日本各地につくられた(金徳龍『増補改訂版 朝鮮学校の戦後史』社会評論社、二〇〇四年参照)。



一方、日本の学校教育は、新憲法の施行される年(一九四七年)の四月から、六・三・三・四制の導入をはじめとする新学校制度に移行していった。

文部省は一九四八年一月、朝鮮人も日本の学校への「就学義務」があるとの見解を打ち出し、民族学校は認めないとの方針を通達した。やがて、各地の朝鮮人学校には閉鎖ないし改組の命令が出される。この方針は、在日朝鮮人は「日本国籍」を有しており、日本人と同様に日本の学校への「就学義務」を負う、という見解に裏打ちされていたのである。これに対する朝鮮人父母の反対は熾烈をきわめ、四八年四月、占領下で唯一の「非常事態宣言」が出されたのは、ほかでもない阪神地区の朝鮮人学校閉鎖にあたってである。

このようにみても、在日朝鮮人は、ある面では「外国人」とみなされ、またある面では「日本国民」とされたということになり、結局は当局側にとって都合のいいように扱われたということになる。

こうした状況は、しかし平和条約の発効(一九五二年四月二十八日)によつて、まったく新しい局面を迎えることになる。日本政府は、平和条約発効を機に、旧植民地出身者は「日本国籍」を喪失し、したがつて「外国人」になつた、との見解を打ち出した。それは、具体的には、法務府(現在の法務省)の「民事局長通達」(一九五二年四月十九日、民事甲第四三八号)によつて示され、その骨子は次のとおりである。

- (1) 朝鮮人および台湾人は、(日本)内地に在住する者も含めてすべて日本国籍を喪失する。
- (2) もと朝鮮人または台湾人であつた者でも、条約発効前に身分行為(婚姻、養子縁組など)により内地の戸籍に入つた者は、引き続き日本国籍を有する。
- (3) もと内地人であつた者でも、条約発効前の身分行為により、内地戸籍から除かれた者は、日本の国籍を喪失する。
- (4) 朝鮮人および台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様に帰化の手続きによること。その場合、朝鮮人および台湾人は、国籍法にいう「日本国民であつた者」および「日本の国籍を失つた者」には該当しない。

しかし平和条約には、国籍が変わることを直接に定めた規定はなく、右のようなことは、日本政府の独自の見解によつたというほかない。

ヨーロッパ諸国において、植民地の独立にともなう国籍処理は、どうなつていようだろうか。

イギリスの場合、本国と新独立国とのあいだでは、ある種の「二重国籍」が保障された。一九四八年のイギリス国籍法によると、新独立国の国民は「イギリス連邦市民」という地位をもち、イギリス本国では「外国人」とは扱われなかつた。こうした状態が一九六二年までつづき、その後、徐々に改められ、一九七一年の「移民法」になつて、初めて出入国についても一般外国人と同様に扱われるようになった。

アルジェリアのフランスからの独立は、民族解放戦争をへて、一九六二年の「エビアン協定」によつて達成された。同協定の附属文書には、フランスにおけるアルジェリア人は、政治的権利を除いてフランス人と同様の権利を有する、とうたわれている。

朝鮮の独立は、しかし日本と朝鮮との関係で達成されたのではなく、日本の敗戦の結果として実現したのである。その点は、ドイツの敗戦とオーストリアの独立が、日本によく似た事例といえよう。

西ドイツ(当時)では、一九五六年五月、国籍問題規制法を制定して問題の解決をはかつていふ。それによると、併合により付与された「ドイツ国籍」は、オーストリア独立の前日にすべ

て消滅すると定めるとともに、一方で、ドイツ国内に居住するオーストリア人は、意思表示によりドイツ国籍を回復する権利をもつ、すなわち「国籍選択権」が認められたのである(川上太郎「西ドイツの国籍問題規制法」『戸籍』一九七六年五月号参照)。

日本では「国籍選択」など、まったく考えられなかったのだろうか。

なぜ「国籍選択」にならなかったのか

前に述べた選挙法改正の際、堀切内務大臣は、「内地に在留して居ります朝鮮人(中略)に対しましては、日本の国籍を選択し得るということになるのが是までの(国際先)例のようであります、今度も恐らくそういうことになるではなからうかと考えます」と答弁している(一九四五年二月五日、衆議院、衆議院議員選挙法改正案委員会議録第二回)。その後も、衆議院の外務委員会で、川村松助外務政務次官が、「(国籍については)大体において本人の希望次第決定されるということになるのではないかという見通しを持っております」と答弁している(一九四九年二月二日、衆議院、外務委員会議録第一回)。

さらに、占領当局側にも同じ考えがあったようで、アメリカの南朝鮮軍政庁に勤務したワグナーの『日本における朝鮮少数民族』(一九五二年、外務省邦訳一九六二年)にも、「事情が許せば、朝鮮人は日本または朝鮮のいずれの市民権を選ぶかの、明確な選択権を与えられるであろう」とある。

では、なぜこうした国籍選択方式が採用されず、さきにもたようにいつせい喪失宣言がなされたのだろうか。その間の経緯はまだ充分には研究されていないので、“点”と“点”を結ぶようなかたちで述べるしかない。

在日朝鮮人の国籍問題は、第一次世界大戦後のベルサイユ条約にある国籍選択方式を念頭におきながら、やがては国籍のいつせい喪失へ、そして、それ以降の日本国籍取得は「帰化」によって対処する、その際も、「日本国民であった者」とも「日本国籍を失った者」とも扱わない、ことによって完結した。

それは、かつて「帝国臣民」たることを強制した者を、一般外国人とまったく同じ条件で帰化審査に付すことを意味し、みごとに「歴史の抹消」がなされたといえよう。